中央市の平成24年度健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、中央市の平成24年度健全化判断比率並びに中央市の公営企業における平成24年度資金不足比率を公表します。

なお、いずれの指標についても昨年度と同様、「早期健全化基準」または「経営健全化基準」を下回っています。

〇平成24年度健全化判断比率

区分	中央市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	_	13.70%	20.00%
連結実質赤字比率	_	18.70%	30.00%
実質公債費比率	1 3.8 %	25.0%	35.0%
将来負担比率	50.6%	350.0%	

[※] 実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がないので「一」表記としています。

各比率が1つでも基準を超えた場合は、財政健全化計画または財政再生計画の策定等が義務付けられます。

〇平成24年度資金不足比率

特別会計の名称	中央市	経営健全化基準
上水道事業会計	_	20.0%
簡易水道事業特別会計	_	20.0%
下水道事業特別会計	_	20.0%
農業集落排水事業特別会計	_	20.0%
工業用地整備事業特別会計	_	20.0%

[※] 資金不足比率は資金不足額がないので「一」表記としています。

各比率が基準を超えた場合は、経営健全化計画の策定が義務付けられます。